１．件名：「柏崎刈羽原子力発電所６、７号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(83)」

２．日時：平成２８年５月９日（月）１０時００分～１２時００分

３．場所：原子力規制庁７階耐震会議室

４．出席者

原子力規制庁：内藤安全管理調査官、御田安全管理調査官、岩田管理官補佐、田上安全審査官、佐口安全審査官、野田安全審査官、中村安全審査官、江嵜安全審査官、安田安全審査官、岸野安全審査官、竹野技術参与

東京電力ホールディングス：土木調査担当部長　他７名

５．要旨

①東京電力ホールディングスから、平成２５年９月２７日に申請のあった柏崎刈羽原子力発電所６、７号機の設置変更許可申請のうち、基礎地盤及び周辺斜面の安定性並びに地質・地質構造に関して説明があった。

②説明内容に対し、以下のとおり指摘した。

〔基礎地盤及び周辺斜面の安定性〕

・ 基礎地盤のすべりに係る各断面の評価結果において、すべり安全率が最小となった時間については、その凡例と単位を記載すること。
・ 基礎地盤のすべりに係る強度のばらつきを考慮した評価において、二次元重合せ解析については、注釈で記載されている文献でのモデルとの関係がわかるような記載を追加すること。
・ 奥行き方向のすべり範囲：450m ケースの二次元断面については、その解析に用いた断面と図示されている断面との整合を図ること。
・ 検討対象となるケースの各二次元断面について、地質区分が正しく表

示されているか、確認すること。

- 基礎地盤のすべりに係る奥行きを考慮した評価において、ケース④’については、その海側のすべり面の位置も踏まえて番号を付与すること。
- 基礎地盤のすべりに係る奥行きを考慮した評価結果において、奥行き方向の地表面に抜けるすべり面の抵抗を考慮しない場合について検討を行ったケースについては、その選定の考え方を追記すること。
- 基礎の斜面に係る地震時の傾斜に対する建屋への影響については、詳細設計段階において詳細に評価を行うものの対象が明確になるように記載すること。
- 周辺斜面評価対象断面の選定において、周辺斜面として抽出した考え方を記載すること。

〔敷地周辺陸域、敷地周辺海域、敷地近傍、敷地の地質・地質構造〕

- 敷地周辺陸域、敷地周辺海域の地質・地質構造の概要において、地質調査結果としての断層長さと地震動評価として連動を考慮した断層長さとがわかるように記載すること。敷地周辺陸域の地質・地質構造の概要において、活断層及びリニアメント一覧については、文献によるものではなく、地質調査結果等によるものを記載すること。
- 敷地近傍の地質・地質構造において、敷地近傍の地質構造（反射法地震探査結果（南−１測線））については、その検討結果の記載箇所がわかるように工夫すること。
- 古安田層の年代に関する評価については、その検討の背景や不整合関係も含めて、もう少し詳細に記載すること。
- 一連の正断層の評価に係る地質・地質構造（文献調査）については、その断層変位の状況がわかるように工夫すること。

③東京電力ホールディングスから、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

６．提出資料

・柏崎刈羽原子力発電所　新規制基準適合性に係る審査を踏まえた検討・反映事項について（案）

・柏崎刈羽原子力発電所　原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性

・柏崎刈羽原子力発電所　原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性【補足説明資料】

・柏崎刈羽原子力発電所６号炉及び７号炉　敷地周辺陸域の地質・地質構造について

・柏崎刈羽原子力発電所６号炉及び７号炉　敷地周辺海域の地質・地質構造について

・柏崎刈羽原子力発電所６号炉及び７号炉　敷地近傍の地質・地質構造について

・柏崎刈羽原子力発電所６号炉及び７号炉　敷地の地質・地質構造について

・柏崎刈羽原子力発電所６号炉及び７号炉　敷地の地質・地質構造について（参考資料）

・柏崎刈羽原子力発電所６号炉及び７号炉　適合性審査コメントリスト【地質関係】